

(15) 馬 術 競 技

1 期 日 平成27年7月3日(金)～7月5日(日)

2 会 場 蒜山ホースパーク
〒717-0501 岡山県真庭市蒜山中福田958-38
TEL 0867-66-5116 FAX 0867-66-5117

3 日程及び競技種目

月 日	番号	種 別	競技種目(内容)
7月3日(金)			監督会議
7月4日(土)	1	成年男子	セントジョージ賞典馬場馬術競技(課目2009)
	2	成年女子	セントジョージ賞典馬場馬術競技(課目2009)
	3	少 年	国体少年馬場馬術競技 (FEIジュニアライダー個人競技馬場馬術課目2009)
	4-1	成年男子	国体総合馬術競技(2009総合馬術ツースターB)
	5	成年男子	標準障害飛越競技(H1. 35m以下、W1. 50m以下)
	6	成年女子	標準障害飛越競技(H1. 20m以下、W1. 40m以下)
	7	少 年	標準障害飛越競技(H1. 20m以下、W1. 40m以下)
	8	成年男子	スピードアンドハンディネス競技(H1. 30m以下、W1. 50m以下)
	9	少 年	スピードアンドハンディネス競技(H1. 10m以下、W1. 40m以下)
	10	成年女子	二段階障害飛越競技(H1. 20m以下、W1. 40m以下)
	11	少 年	二段階障害飛越競技(H1. 20m以下、W1. 40m以下)
7月5日(日)	12	成年男子	トップスコア競技(H0. 90～1. 50m、W1. 80m以下)
	13	成年女子	トップスコア競技(H0. 90～1. 40m、W1. 70m以下)
	14	少 年	トップスコア競技(H0. 90～1. 40m、W1. 70m以下)
	4-2	成年男子	国体総合馬術競技(障害H1. 20m以下、W1. 40m以下)
	15	少 年	団体障害飛越競技(H1. 10m以下、W1. 40m以下)
	16	成年男子	六段階障害飛越競技(第1回目 H1. 50m)

4 参加選手及び参加頭数(最大数)

種 別		単 県				5 県合計	
		監督	ホースマネージャー	選手	馬匹	選手等	馬匹
自馬	成年男子	1	1	8	7	60	40
	成年女子						
	少 年						
団体	少 年			2	1		
合 計		1	1	10	8	60	40

- (1) ブロック大会に出場する県は、個人競技に5頭以上エントリーする場合、内国産馬を1頭以上含めること。
- (2) 予備選手は各種別毎にそれぞれ2名、予備馬は3頭まで登録できる。
- (3) 監督1名及びホースマネージャー1名は選手を兼ねることができる。
- (4) 選手及び馬は、自馬競技と団体競技の両方に出場できる。

5 参加資格

実施要項総則5に基づいた条件を有することのほか、次による。

- (1) 少年種別には、中学3年生を含む平成13年(2001年)4月1日以前に生まれた者から平成9年(1997年)4月2日以降に生まれた者が参加できる。
- (2) 選手は、ブロック大会の参加申し込みの時点で、(公社)日本馬術連盟の会員で、騎乗者資格B級以上の取得者であること。ただし、少年種別に参加する選手で、騎乗者資格B級以上の資格がない場合は、(公社)日本馬術連盟の会員であることのほか参加県の馬術連盟会長が発行する技能証明書を(公社)日本馬術連盟会長宛に提出すること。
- (3) 参加馬は、(公社)日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 馬匹は、参加県を重複して出場することはできない。ただし、団体障害飛越競技の対戦相手チームに提供する馬匹を除く。
- (5) 本大会に出場する選手は、ブロック大会に必ず登録していること。予備登録の選手も同様である。
- (6) 監督は、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認馬術コーチ、公認馬術指導員のいずれかの資格を有する者であること。
なお、第70回大会の特例として、平成26年度公認資格養成講習会の修了者(平成27年10月1日付認定予定者)については、公認資格取得者と同等の者として扱う。

6 競技上の規定

- (1) この競技会は、日本馬術連盟競技会規程最新版(以下JEF規程と称す)及び国体馬術競技規程(第69回大会用)を適用する。
 - ア 障害飛越競技
 - ① JEF規程を適用する。
 - ② 着用が義務づけられている固定式顎紐付き防護帽は、3点以上が固定されているものであること。なお、練習場においても同様とする。
 - ③ FEI規程第238条2.2で実施する競技では、第1位が同点の場合、ジャンプオフを1回実施する。なお、ジャンプオフで同減点・同タイムとなった場合は、同順位とする。
 - イ 国体総合馬術競技
 - ① JEF規程を適用し、馬場馬術及び障害飛越は減点法とする。
 - ② 最終の成績が同点の場合は、障害飛越の減点が少ない者を上位とする。障害飛越でも同点の場合は障害飛越における所要タイムが早い者を上位とする。さらに、同じ場合は、馬場馬術競技における総合観察点の合計が高い者を上位とする。総合観察点の合計まで同じになった場合は同順位とする。
 - ③ 服装及び馬装については、JEF規程を適用する。
 - ウ 二段階障害飛越競技
 - ① 第一段階は、7個以内の障害物とし、第二段階は、5個以内の障害物とする。
 - ② 順位の決定は、第274条5.3(第二段階の減点と走行時間)による。同減点・同タイムの場合は全走行時間の早い者を上位とする。
 - ③ 第一段階で走行を終了した競技者の順位は、第一段階における減点と走行時間により決定し、第二段階まで走行した競技者の下位とする。
 - エ トップスコア競技
 - ① FEI規程第270条を適用する。ただし、12.2項は適用しない。

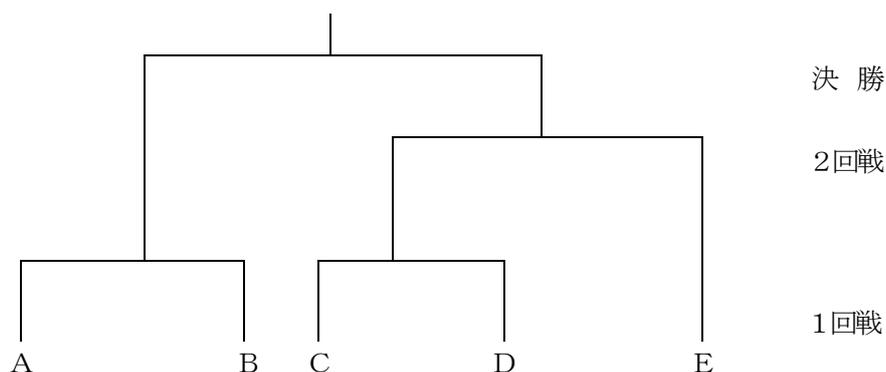
- ② 規定時間の終了を知らせるためのベルを鳴らす。規定時間を終了した競技者は、フィニッシュラインを通過すること。その際の通過する方向は問わない。ただし、フィニッシュラインを通過せずに退場した競技者は、失権となる。
- ③ 最高得点を得た競技者が優勝者となる。同点の場合は、スタートラインからフィニッシュラインまでの時間の早い競技者を上位とする。なお、得点と時間が同じ場合は、JEF規程第270条11項のジャンプオフを適用せず同順位とする。

オ スピードアンドハンディネス競技

- ① 総タイムが同じ場合は同順位とする。

カ 団体障害飛越競技

- ① 後段に騎乗する選手は、準備運動で2回の飛越が許されるが、呼び出されたら直ちに入場すること。
- ② JEF規程を適用する。
- ③ 総減点の少ない団体を勝ちとする。自馬での失権は、失権点として減点200点を加算する。
- ④ 2名戦とし下記のとおり行う。(選手は出場枠内で3名まで登録できる。)
- ⑤ 団体障害飛越競技に提供する馬匹を変更する場合は、速やかに競技本部に届け出ること。



- (2) 参加申し込み後の人馬の交代は、特別の事情(死亡、負傷、疾病、転勤等)がある場合のみであり、申込書に記載している人馬及び予備登録人馬との交代に限り認める。その際は、出発前までに島根県馬術連盟に文書(FAX可)で申請し、監督会議の議を経て承認される。
- (3) 全種目を通じて選手の出場は1人2種目までとする。(団体競技は別枠とする。)
- (4) 全種目を通じて馬の出場は1頭6種目以内とする。(団体競技も含む。)
- (5) 一つの種目への出場は1県1回限りとする。
- (6) 乗馬服は、黒、紺、赤色または所属県の指定色とし、キュロットは馬場競技では白又はオフホワイト、障害競技では白又は小鹿色(淡黄褐色)とし、男性のネクタイは白とする。障害飛越競技の際には、必ず固定式顎紐付き乗馬用防護帽(3点以上が固定されているもの)を着用すること。なお、練習場においても同様とする。白又は小鹿色(淡黄褐色)の乗馬ズボン、黒または茶色の長靴着用が義務づけられている。
- (7) 欠場する場合は、それが判明した時点で速やかに欠場届を競技本部に提出しなければならない。違反した場合は、当該県はそれ以降の競技に出場することができない。

7 総合成績決定方法

- (1) 自馬競技各種目に1位5点、2位4点、3位3点、4位2点、5位1点の競技得

点を与える。ただし、馬場馬術競技については総得点が50%未満の人馬には競技得点を与えない。

- (2) 合計点が同一の場合は、優勝県の多い県を上位とする。決定しない場合は2位の数を、それでも決定しない場合は3位の数で決定する。

8 本大会出場人馬数決定方法

(1) 出場選手数決定方法

総合成績（障害、馬場）により選手数を決定する。

(2) 出場馬匹数決定方法

ア 馬場馬術総合成績1位の県に馬匹枠1頭を与える。ただし、この枠で獲得した馬匹は必ず馬場馬術競技に参加すること。

イ 障害馬術総合成績により馬匹数を下記のとおりとする。ただし、この枠で獲得した馬匹は馬場馬術競技にも参加できる。

(3) 割当数の調整

ア 各県は大会終了後の監督会議で各種別の出場選手数を申告する。その際、監督、ホースマネージャー、団体競技出場選手を含めない。

イ 各種別の選手数がブロック割当数になるよう、監督、ホースマネージャーの選手兼任枠や団体競技出場選手を考慮して調整を行う。

【割り当て表】

	順位	1位	2位	3位	4位	5位	ブロック割当		合計
選手	総合成績	8	6	5	4	1	成年男子	9	26
							成年女子	7	
							少年	8	
	少年団体	2	0	0	0	0	少年団体	2	
馬匹	障害馬術	5	4	3	3	1	自馬	16	18
	馬場馬術	1	0	0	0	0		1	
	団体障害	1	0	0	0	0		団体	

- (4) 本大会参加人馬実数は、1県最大限8頭12名(監督1名、HM1名、選手10名)最小限1頭3名(監督1名、HM1名、選手1名)とする。ただし、個人競技に5頭以上エントリーする場には、内国産馬を1頭以上含めること。

9 本大会出場決定方法

- (1) 各競技種目において、障害飛越競技は3位までの県、馬場馬術競技は1位の県に本大会出場優先権を与える。

- (2) 団体競技では、各種別の優勝県が出場権を得るものとする。優勝した県には馬1頭、選手2名の参加を割り当て、割り当てられた馬及び選手は個人競技にも参加できる。

(3) 残余種目決定方法

ア ブロック大会予選種目において1種目も国体出場権を獲得できなかった県は、残余種目を獲得することができる。ただし、この時点ではブロック大会予選種目の獲得はできない。

イ すでに獲得した種目を放棄する場合は、その旨申し出ること。

ウ 馬場馬術競技については、馬場馬術競技総合成績1位の県から獲得していく。

エ 障害馬術競技については、障害馬術競技総合成績1位の県から獲得していく。

10 表 彰 実施要項総則6による。

11 参加申込方法 実施要項総則7による。

12 参加料 実施要項総則7による。

①馬登録料		1 頭	10,000円
②エントリー料	フレンドシップ競技	1 種目	8,000円
	ブロック大会種目	1 種目	10,000円

13 そ の 他

- (1) 競技前日(16時～)及び競技終了後に監督会議を行うので、必ず参加すること。
- (2) 各県は、審判員を1名派遣することを原則とする。
- (3) 競技開始は両日とも午前8時からとする。
- (4) メディカルカードは各自で記載し、常時携行すること。
- (5) 入厩については別途通知する。